

# シューマン・プラン交渉過程からみる ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体設立条約調印の意義\*（2）

中 屋 宏 隆

## II シューマン・プラン交渉と高等弁務官府法律27号の交錯

### 1 高等弁務官府法律27号規則の発表

1950年9月12日から19日まで、ニューヨークで英米仏外相会談が開かれた。ウォルドルフ＝アステリア・ホテルで開催されたこの会議は、アメリカが西ドイツの再軍備を容認する発言をした「ウォルドルフの爆弾」で有名であるが、実はルール再編成問題についても重要なことが取り決められた。それは3カ国がこの問題の監督権限は連合国に保持され、今後改めて解決に向けて取り組んでいくというものであった。これによって、ルール再編成問題は一気に交渉の

---

\* 以下、本稿で用いられる史料とその省略記号である。*Die Kabinettsprotokolle der Bundesregierung: Band 2-4, 1950, 1951*, Boppard am Rhein, Harald Boldt Verlag, 1984, 1986, 1988. (以下、それぞれ *KPB Bd. 2 1950*, *KPB Bd. 3 1950*, *KPB Bd. 4 1951*と略す) *Foreign Relations of the United States 1950, vol. III: Western Europe*, Washington, USGPO, 1977. (以下、*FRUS 1950 vol. III*と略す) *Foreign Relations of the United States 1951, vol. IV: Europe: Political and Economic Developments, Part I*, Washington, USGPO, 1985. (以下、*FRUS 1951 vol. IV*と略す) *Documents on British Policy Overseas, Series II, vol. I: The Schuman Plan, the Council of Europe and Western European Integration 1950-1952*, London, Her Majesty's Stationery Office, 1986. (以下、*DBPO 1950-1952*と略す) *Akten zur Auswärtigen Politik der Bundesrepublik Deutschland: Adenauer und die Hohen Kommissare 1949-1951*, München, R. Oldenbourg Verlag, 1989. (以下、*AAPD AHK 1949-1951*と略す) *Akten zur Auswärtigen Politik der Bundesrepublik Deutschland: 1949/50*, München, R. Oldenbourg Verlag, 1997. (以下、*AAPD 1949-50*と略す) *Akten zur Auswärtigen Politik der Bundesrepublik Deutschland: 1951*, München, R. Oldenbourg Verlag, 1999. (以下、*AAPD 1951*と略す) *Die Bundesrepublik Deutschland und Frankreich: Dokumente 1949-1963: Band 2 Wirtschaft*, München, K・G・Saur, 1997. (以下、*BDFD Bd. 2*と略す)

場に登場することになった<sup>1)</sup>。

英米仏外相会談での取り決めを受けて、1950年9月21日に連合国内3カ国は27号規則の提案を行う。27号規則とは、ルール再編成問題に対して27号よりも具体的な提案が示された内容になっていた<sup>2)</sup>。前述したように同年5月に27号は公布されていたが、なんら効力を発揮しないままに4ヶ月が経過しようとしていた。そうした中で、フランスの意向が強く反映されたと考えられる以下の規則が提案されたのである。① 西ドイツの6大コンツェルンの解体<sup>3)</sup> ② 結合経済 (Verbundwirtschaft) の解消 ③ DKV<sup>4)</sup> を54以上の鉱山会社へ分割、の3点であった。これらはどれも西ドイツ石炭鉄鋼業の国際競争力を著しく削ぐものであり、即座に西ドイツからの反対が表明されるのは容易に推測できたことであった。例えばアデナウアーは、9月23日の高等弁務官府との会議で「27号規則は、我々がシューマン・プラン交渉に参加している前提に大きく変更を迫るものである。場合によっては、パリから西ドイツ交渉団を呼び戻す必要がある」と伝え、連合国内にこの提案の再考を求めた。この場合は、フランス高等弁務官ボンセ (François-Poncet) がアデナウアーをなだめて会議を取めた。しかし、これによって西ドイツ代表がシューマン・プラン交渉に平等な立場で参加しているにもかかわらず、高等弁務官府が西ドイツ政府に相談することなく一方的にルール再編成を実施しようとしていることが明らかになっ

- 
- 1) *FRUS 1950 vol. III*, United States Delegation Minutes, Sep. 19 1950, pp. 1242-1243, *KPB Bd. 3 1950*, Nr. 71, S. 201.
  - 2) Beate Ruhm von Oppen(ed.), *Documents on Germany under Occupation 1945-1954*, London etc., Oxford University Press, 1955, pp. 513-517.
  - 3) *KPB Bd. 2 1950*, 100. Kabinettsitzung am 29. Sep. 1950, Anm. 25, S. 722. 6大コンツェルンとは、合同製鋼 (Vereinigte Stahlwerke AG), クルップ (Friedrich Krupp), ゲーテホフnungグ (Gutehoffnungshütte), クレックナー (Klöckner-Werke), ヘッシュ (Hoesch AG), マンネスマン (Mannesmannrohren-Werke) の6社を指す。この6社は、戦前のドイツの市場シェアで見ると、鉄鋼生産では94%, 石炭生産では44%を誇っていた。Frank Roy Willis, *France, Germany, and the New Europe, 1945-1963*, California & London, Stanford University Press & Oxford University Press, 1965, p. 115 を参照。
  - 4) DKV は1948年2月にDKBLの販売部門として北ドイツ石炭販売部 (North German Coal Distribution Office) の機能を引き継いで発足していた。軍政府下部組織とはいえ、事実上ルール地域の石炭販売を独占的に統括するカルテル組織であった。

た<sup>5)</sup>。

27号規則提案に対して、シューマン・プラン交渉に参加していた西ドイツ経済省大臣エアハルト (Ludwig Erhard) も、次のことをモネに伝えていた。「高等弁務官府が、西ドイツに相談なしに石炭鉄鋼業を編成し直そうとしている。これでは、いったいどうやって共同体に平等に参加することを想像することができるであろうか。もし、西ドイツ石炭鉄鋼業に不利な状況での共同体参加を強られるならば、議会での承認を確保することは難しいであろう」。このようにエアハルトは、27号規則は西ドイツ石炭鉄鋼業の競争力を著しく削ぐもので、共同体への平等な参加は達成されないと訴えた。エアハルトはこれに加えて「ドイツ人が欲しているのは、石炭の二重価格などから生じている不公平な競争を明確にすることである。我々は石炭鉄鋼業の伝統的な枠組みに介入することは望んでいない」と指摘した。エアハルトがリベラリズムの立場から自由貿易の信奉者であったことはよく知られた事実であるが、この時期に存在した西ドイツ国内のカルテルには柔軟に対応する姿勢を見せていた。それは西ドイツの販売を統括する国内カルテルなどは、シューマン・プランの共同市場で西ドイツ石炭鉄鋼業が対等に国際競争する上で必要とされた伝統的な経済構造であったと考えられたからである。そうしたものを保持しながら共同体に参加することで初めて、西ドイツの平等参加は達成されるとエアハルトは考えていたのである<sup>6)</sup>。

以上のように、アデナウアーとエアハルトの高等弁務官府主導のルール再編

- 
- 5) AAPD AHK 1949-1951, Nr. 17, S. 244. ただし、アデナウアーはシューマン・プランの調印拒否は考えていなかったとされる。なぜなら、彼はシューマン・プランが外交政策の礎石になると位置づけていたからである。このときはボンセにシューマン・プラン調印が独仏和解にとって重要であることを理由に説得された。
- 6) Richard T. Griffiths, "The Schuman Plan Negotiations: The Economic Clauses" in *Die Anfänge des Schuman-Plans 1950/51*, ed. by Klaus Schwabe, Baden-Baden, Nomos Verlag, 1988, p. 62. エアハルトがカルテルについて「例外は可能であり必要である」と考えていたことについては、エアハルト (菅良訳)『社会市場経済の勝利』時事通信社、1960年、204-205ページを参照。また、エアハルトの経済政策と対外政策との全般的関係については、James C. Van Hook, *Rebuilding Germany: The Creation of the Social Market Economy, 1945-1957*, Cambridge etc., Cambridge University Press, 2004, pp. 213-220 を参照。

成に対する対抗姿勢には一致したものが見られた。しかし、どの規則提案に反対したかを見てみると、アテナウアーは高等弁務官府の提案した6大コンツェルンと結合経済の解体に強く反対する一方で、エアハルトはカルテル組織の解体に反対するという違いがあった。これはアテナウアーが鉄鋼業界寄りの政策を志向しており、それらの業界の競争力を低下させる政策に反対していたと考えることができる。それに対してエアハルトは、当時他の産業の競争力を高めるために炭鉱業界に対して石炭販売価格を低く据えおさせる政策を採っていたので、価格形成に影響力を持つカルテルの解体には反対であったと考えられる<sup>7)</sup>。このように、両者は連合国への対抗姿勢を一致させていたが、どの政策に反対であったかについては両者に違いがあった。ただ、いずれにせよ西ドイツ政府はルール再編成問題に自らも関与しながら解決を模索していくことを閣議で打ち出し、その準備に向けて動き出したのであった<sup>8)</sup>。

27号規制提案と合わせて注目されるのは、モネが27号規則発表の一週間後にメモランダムを作成していたことである。そこで彼は「HAは、過去・現在・未来の生産者間、もしくは生産者・消費者間の公式・非公式の両方の調整を禁止する。今後の合併や連合を決定する権限もHAに与えられる」という内容を付け加えていた。これは、HAにカルテルと集中についての問題の最終決定権限を付与することを表していた。ここに来て、すでに形成されているカルテルや合併・買収による企業の拡大を禁止しようとしているのは、当初のECSC設立条約案では曖昧なままにされていたカルテルと集中の規定をより詳細に確定しようとするものであった<sup>9)</sup>。

夏期中断を経て本格的に再開された1950年10月4日の第二次シューマン・プ

7) Armin Grünbacher, *Reconstruction and Cold War in Germany: The Kreditanstalt für Wiederaufbau (1948-1961)*, Hampschire & Burlington, Ashgate, 2004, pp. 123-145.

8) Isabel Warner, *Steel and Sovereignty: The Deconcentration of the West German Steel Industry 1949-54*, Mainz, Verlag Philipp, pp. 18-19.

9) John Gillingham, *Coal, Steel, and the Rebirth of Europe, 1945-1955: The Germans and French from Ruhr Conflict to Economic Community*, Cambridge etc., Cambridge University Press, 1991, pp. 256 (以下、この文献を引用する場合は *Coal* と略す。), Griffiths, *op. cit.*, p. 61.

ラン交渉でモネは、アメリカが伝統的にカルテルに対して厳しい態度をとっていることを理由に「カルテル規制に失敗することは、アメリカの金融支援を得る機会を失ってしまうであろう」と主張し、ECSC 設立交渉でカルテルと集中をめぐるさらなる議論の基礎として必要となる資料の提出を約束した。つまり、アメリカの意向に添う形でルール再編成を主眼としたカルテルと集中の禁止条項を ECSC 設立条約にも挿入することをフランスは訴えた。シューマン・プラン宣言がなされたときの条約草稿にはこれらの条項は含まれていなかっただけに、この時期フランスの姿勢が国際交渉の場ではっきりと転換したことがわかる。こうしてフランスの動向に対応を迫られる西ドイツという構図が、シューマン・プラン交渉における大きな対立軸として立ち現れつつあったのである<sup>10)</sup>。

## 2 カルテルと集中を禁止する条項の作成

新たな動きは1950年11月3日になって見られた。西ドイツが27号規則案に対して準備してきた案を、アメリカ高等弁務官マックロイ (John J. McCloy) を通じて連合国に伝えたのであった<sup>11)</sup>。西ドイツの主張の骨子は、① コンツェルン解体は必要な限りにおいて認められる ② 結合経済は維持 ③ カルテル解体は早期に終了、という内容のもので、9月に出された連合国提案に対立する内容のものであった<sup>12)</sup>。この日と前後してアデナウアーは高等弁務官府と会談を重ねており、そこではシューマン・プランの早期調印を訴えるとともに、そのためには IAR の撤廃とルール経済統制の解除が条件になることを要求していた。このことから西ドイツとしては、連合国の意見をそのまま受け入れる考えはなかったことがわかる<sup>13)</sup>。

10) Griffiths, *op. cit.*, p. 62.

11) AAPD 1949-50, Dok. 131, Anm. 33, S. 131, *KPB Bd. 2 1950*, 100. Kabinettsitzung am 29. Sep. 1950, S. 723-725.

12) AAPD 1949-50, Dok. 146, Anm. 13, S. 418.

13) AAPD 1949-50, Dok. 142, S. 403-404.

1950年11月9日に始まったシューマン・プラン交渉では、カルテルと集中の問題について HA の権限を用いた解決法を示す資料が出されることになった。その内容は以下の4点であった。① HA の許可がなければ、公式・非公式によらず、市場の自由な活動を阻害する協定は認められない。例えば、価格を固定したり、生産量を制限したり、市場・生産物・消費者・供給源などを占有したりすることである② HA は、新しい協定を吟味する権利を持つだけでなく、現在ある全ての協定も無に帰すことができる③ 合併・買収や持株会社設立については、HA の事前の承認が必ず必要である。間接的であれ直接的であれ会社資本の10%を所有する個人は誰でも、他社への資本参加はできない④ いかなる企業も加盟国石炭鉄鋼市場の20%以上をシェアすることはできない。この内容からわかるように、シューマン・プラン交渉が開始された当初には、ほとんど具体的な形を有していなかったカルテルと集中への規制がここでかなり具体的な形となって交渉の場で議論されることになってきたのであった。後にモネが認めたように、この内容は連合国の経済統制が撤廃された後、ルール地域に新たなカルテルと集中が再び出現しないようにすることが目的であった<sup>14)</sup>。

さらにこの会議後1950年11月20日、ハルシュタインはモネによってパリ計画庁に召還されて「ルール再編成問題が解決されるまでは、IAR・各統制団体などの占領による全経済統制機関は活動し続けるであろう」と伝えられた<sup>15)</sup>。このことは、ルール再編成問題が解決されるまでは連合国高等弁務官府法律による統制を継続させていこうとするフランスの考えを西ドイツに伝達するものであった。ここで、フランスが連合国のこれまでの占領政策によるルール再編成問題とシューマン・プランは連続するものとしてとらえていることが西ドイツにも正式に伝えられた。当初西ドイツが期待したシューマン・プランへの参加により達成されると考えられた早期の占領統制解除による経済主権回復は、容

14) AAPD 1949-50, Dok. 155, S. 155.

15) John Gillingham, "Solving the Ruhr Problem: German Heavy Industry and the Schuman Plan" in *Die Anfänge des Schuman-Plans 1950/51*, ed. by Klaus Schwabe, Baden-Baden, Nomos Verlag, 1988, p. 425.

易には実現される状況にはないことが明らかになりつつあった<sup>16)</sup>。また同時期に、西ドイツ経済界からシューマン・プランの調印には西ドイツが平等な条件で参加を前提とすることを改めて指摘する提言がなされており、西ドイツ政府は国内外から厳しい要求を突きつけられていた<sup>17)</sup>。

### 3 独仏対立の先鋭化

1950年12月5日に開かれたシューマン・プラン交渉で、フランスはカルテルと集中について記した条項を60/61条に改訂して提出した。これは11月にモネが提案していたカルテルと集中を扱った内容とほぼ同一のものであった。今回はそこから踏み込んだ形で、西ドイツの石炭販売カルテルであるDKVの具体的解体案を含むものであった。なぜこの時点でDKVのみが解体の対象にされていると考えられたかという点、フランスが提案した条件には国有産業が形成しているカルテル組織は対象外になるとされており、ベルギーを除く他の4カ国の石炭鉱業はすべて国有企業でありその規制の適用外となったからであった。そのため解体対象になるのは、西ドイツで形成されている民間企業を取りまとめるDKVであるのは誰の目にも明らかであった<sup>18)</sup>。

これに真っ向から反対したのが、エアハルトであった。このシューマン・プラン交渉の内容を受けてアデナウアーに「重要な経済問題が解決されるまでは、ECSC設立条約は結ばれるべきではない。60, 61条で提案された差別条項は、交渉前に約束された平等参加とは相容れないものである」と提言し、西ドイツもルール再編成問題の納得の行く解決がシューマン・プラン合意の条件とする姿勢を見せ始めることになった<sup>19)</sup>。特に前述したDKVの問題についてエアハ

16) Gillingham, *Coal*, pp. 265-266.

17) *BDFD Bd. 2*, Nr. 183, S. 646-647.

18) *AAPD AHK 1949-1951*, Nr. 21, S. 309-310, Gillingham, *Coal*, p. 268, Warner, *op. cit.*, p. 29. フランス炭鉱業の国有化過程は、佐伯哲朗「第二次大戦後フランスにおける石炭産業の「国有化」と労働運動」(小沢弘明・佐伯哲朗・相馬保夫・土屋好古『労働文化と労働運動』木鐸社、1995年) 203-238ページに詳しい。

19) Gillingham, *Coal*, p. 269.

ルトは「アメリカとフランスは、DKV がもう許可されないとしているが、そのような共同機関は必要不可欠である。これは、経済省の伝統的な立場であり、かつ企業・労働側からの満場一致が表明されるであろう。また、今後数年間も一時的な調整でこの問題を放置する考えにも賛成できない。こうした分散化された販売原則は、固定されてしまう」と述べ DKV の解体には強く反対していた<sup>20)</sup>。

西ドイツ政府は、フランスによる27号規則と ECSC 設立条約の両面から西ドイツの資源確保と国際競争力抑制に対して激しい反発を見せたと言えるが<sup>21)</sup>、その一方で西ドイツ政府内部には異なる意見が存在していたことにも留意しておきたい。これはハルシュタインに代表されるものである。彼はエアハルトと同時期にアデナウアーへ次の意見を送付していた。「シューマン・プラン交渉の締結は、連合国法律によるルール再編成を行なうか、将来的に HA がそのことを決定すべきか、のどちらの方法をとるかという問題に迫られている」と述べた後、「このルール再編成の詳細は、シューマン・プランにとって重要ではない。それゆえ、この問題については、流動性を持たせておくことが必要不可欠である。まず優先されなければならないのは、参加国が平等に共同体に加わることである」という意見を伝えた。このコメントからわかるのは、ハルシュタインはエアハルトと異なり、モネの意見に一方向的に反対するのではなく、交渉した結果双方が納得する「平等」を模索することを提言していたといえるであろう。それによって、まずは西ドイツが共同体への参加達成を優先することがハルシュタインの考えであった。そして注目すべきは、この書簡の最後に「現在の交渉の早期解決を可能にするために、高等弁務官府にルール再編成問題解決の宣言と決定をするよう働きかけてみる」と記されていた。これは即ち、モネが画策していた高等弁務官法律と ECSC 設立条約の両方からルール再編成問題を解決しようとする動きによって混乱していたシューマン・プラン交渉

20) *BDFD Bd. 2, Nr. 184, S. 648.*

21) *AAPD 1949-50, Dok. 155, S. 453-454.*



を落ち着かせ、なんとか ECSC 設立条約調印の可能性を見出すことをハルシュタインが考えていたと捉えられる<sup>22)</sup>。

ただいずれにせよ、DKV 解体が ECSC 設立条約でも要求されることが明確になり、独仏の対立はこの時期最も激しくなるととらえることが可能であろう。同時期に、アデナウアーは高等弁務官との協議で鉄鋼企業の分割によって生まれる雇用拡大や自由競争創出を説かれ、27号規則案の受入を迫られていた<sup>23)</sup>。また、アメリカ国務省内部では ECSC の HA がカルテル禁止の権限を行使することを容認する形で議論がなされていた<sup>24)</sup>。アメリカが ECSC 設立条約調印に向けて関与を強め始めたのであった。

#### 4 米仏合意の成立

前回の独仏のパリ交渉紛糾もあり、シューマン・プラン交渉は1950年12月17日に休会となった。そして1950年12月19日、米仏の高等弁務官とモネとの間で会談が開かれた。ここでルール再編成問題について3者間で基本合意が結ばれた。それは以下の4点であった。① 27号は非集中化を要求しているだけでなく、金融操作による再集中も禁止する ② 非集中化は、今後も高等弁務官府のもとに進められる ③ 炭鉱と鉄鋼業の結合数は限定される ④ DKV は、シューマン・プランと合致しないので解体される。①では、今回行われる企業分割が恒久的なものとなることが確認された。②では、これまでの占領政策は引き続き実施されることを示した。③と④については、西ドイツに特有な結合経済の解消と石炭販売カルテルの DKV を解体することで米仏が合意したことを表していた<sup>25)</sup>。

この両国の合意は、シューマン・プランの合意に決定的な意味を持った。な

22) AAPD 1949-50, Dok. 155, S. 450-451.

23) AAPD AHK 1949-1951, Dok. 21, S. 311-312.

24) FRUS 1950 vol. III, The Secretary of State to Certain Diplomatic Offices, Dec. 8 1950, pp. 762-763.

25) Gillingham, *Coal*, pp. 270-271, Warner, *op. cit.*, p. 24.

せなら、年明けに再開される交渉は西ドイツとアメリカの交渉に絞られ、両者によって作成された提案をいかにすり合わせていくかに収斂していくことになったからである。ここに10月以降フランスがルール再編成をシューマン・プランの枠組みで解決しようとしていた方針が、27号をもとにルール再編成を実現する路線に完全に合流し、シューマン・プランの調印は米独合意が形成されるどうかに委ねられることになった。こうした事態に発展したのは、予想された条約調印日を大幅に超えて会期が延長している上に、ECSC 設立条約調印失敗の可能性すら浮上してきていたので、フランスとアメリカが協力して解決を図っていかうとしたと考えられる。こうして、占領統制が撤廃されると共同体随一の強さを誇る競争力を復活させると予想された西ドイツの石炭鉄鋼業の再編成は、シューマン・プラン交渉の調印に向けての最後の課題となったのである。

### III ルール再編成問題をめぐる米独の対立とその帰結

#### 1 米独暫定合意案の成立

以下では、1951年1月以降に展開されたルール再編成問題をめぐる米独交渉を整理することで、両者の意見の相違はどこに存在し、その違いは結果的にどう埋められたのかを簡潔にまとめることにしたい<sup>26)</sup>。具体的な争点は繰り返して触れてきたように ① 西ドイツ鉄鋼業の分割 ② 結合経済の解体 ③ DKV 解体問題の3点であった<sup>27)</sup>。

26) 米仏の合意が成立したことは前節でみたが、高等弁務官府はイギリスもその構成員であった。しかし、イギリスは1月以降この問題解決過程には一切関与しない立場をとっており、最終的な承認を形式上するだけであった。イギリスのルール再編成問題に対する姿勢については、Warner, *op. cit.*, pp. 11-42 を参照。

27) この3つの問題をめぐる最終局面の分析には以下の文献を参考にした。Werner Bührer, *Ruhrstahl und Europe: Die Wirtschaftsvereinigung Eisen- und Stahlindustrie und die Anfänge der europäischen Integration 1945-1952*, München, R. Oldenbourg Verlag, 1986, S. 203-206, Gillingham, *Coal*, pp. 266-283, Thomas Schwartz, *America's Germany: John J. McCloy and the Federal Republic of Germany*, Cambridge etc., Harvard University Press, 1991, pp. 185-203, Ein Bericht der Stahlreuhändlervereinigung, *Die Neuordnung der Eisen- und Stahlindustrie im Gebiet der Bundesrepublik Deutschland*, München & Berlin, Verlag C. H. Beck, 1954, /

第一の西ドイツ鉄鋼業の分割は、他の問題にも影響する問題であったため最初の課題となった。西ドイツ政府は、1950年12月下旬に鉄鋼業界の要人やSTVそして、労働組合などから意見を取り入れ、西ドイツ独自案を準備していた。アメリカも西ドイツの意見を聞き入れる姿勢を見せ、どの企業を交渉議題にすべきか西ドイツに希望を出すように求めていた。それを受けて分割の対象となる鉄鋼業は6大コンツェルンを含めて12社となり、これらを西ドイツ案では22社に、連合国案では29社に分割するという点で両者の意見が対立していた。しかし、ハルシュタインが1月の閣議で触れた時点では、この違いは埋められないものではないと指摘したように<sup>28)</sup>、両者の意見を取り入れる形で最終的に分割総数は24社になることが確定した。

第二の結合経済の解体は、鉄鋼企業分割数によって左右される問題であったので、議論に入ったのは分割数がおおよそ確定し始める1月中旬からであった。結合経済については、もともとフランスが西ドイツに対して厳しい態度をとっていた。なぜなら、この結合経済こそがルール石炭鉄鋼業の国際競争力の源泉であり、結合経済の解体はフランスの目標の中でも最重要なものの一つであったからであった。アメリカはフランスに比べて結合経済を容認する立場であったが、西ドイツの競争力は他の参加国と均衡するべきであるという考えからフランスよりの立場で西ドイツとの交渉に臨んだ。一方、西ドイツ政府は当然結合経済の温存を主張する国内鉄鋼業ロビーなどからの突き上げが激しい中で交渉に臨まなければならなかった<sup>29)</sup>。そこで実際の交渉で議論されたのは、西ドイツ鉄鋼業に所有炭鉱からどれだけの石炭を供給可能にするかについてであった。戦前はこの結合経済によって西ドイツ鉄鋼業全体で使用する石炭の60%は所有炭鉱から供給されていたが、今回これをアメリカは10%まで低下させるこ

\S. 447-454, Warner, *op. cit.*, pp. 25-42.

28) AAPD 1951, Dok. 10, S. 43-56.

29) AAPD AHK 1949-1951, Dok. 21, S. 308. 結合経済については、西ドイツ国内で鉄鋼業と石炭鉱業との対立を生んでいた。なぜならルール地域に特有の結合経済は、企業関係の視点からすると鉄鋼業が石炭鉱業を支配下に置くことを意味していたからである。それゆえ、石炭鉱業は連合国のルール再編成により、鉄鋼業の支配から離脱できることに強い関心を持っていた。

とを要求した。これに対し西ドイツは、25～26%は国際競争力を維持するためには必要であると主張した。これは西ドイツ交渉団の中でも強硬派であったエアハルトに代表される意見であった。これについては2月中議論が重ねられ、16%というラインでの妥協を図ることになった。

そして、第三のDKVの解体であるが、これは結合経済とは異なりアメリカの政策当局者から市場制御を行う典型的なカルテル組織であると強い批判にさらされた。西ドイツは前年11月にこの問題が浮上して以来、エアハルトに見られるDKVの保持を主張する意見が多かったが、ハルシュタインのように移行期間を設定した上での解体ならば受け入れる姿勢を見せる交渉参加者もいた。最終的にはハルシュタインが主張した移行期間を設けた上での解体で両者は合意することになった<sup>30)</sup>。

以上3点のルール再編成問題を米独の対立とその解消という視点から簡略にまとめたが、どの問題にも共通するのは、決して米独によって提案されたどちらか一方の意見に集約されることはなかったということである。いずれの問題も両者から歩み寄りがなされ、27号規則の合意とECSC設立条約の調印にむけて両国が精力的に活動したことが窺える。こうして米独暫定合意案が1951年2月12日に完成した<sup>31)</sup>。この完成の前の2月7日にはシューマン・プラン交渉も最終調整に向けて再開しており、いよいよECSC設立条約も調印間近となっていた。しかし、これで交渉は終わらなかった。アデナウアーが合意を拒否したからであった。

30) DKVのその後の経過を見れば、1952年に解体され、ルール炭共同体機構(Gemeinschaftsorganisation Ruhrkohle、以下GEORGと略す)へと移行する。しかし実際はDKVの機能はそのまま引き継ぐ機構であったと言われている。そのGEORGの活動にもHAから特別な規制が課せられることはなかったという。William Diebold Jr., *The Schuman Plan: A Study in Economic Cooperation 1950-1959*, New York, Council on Foreign Relations, 1959, pp. 380-393, 石山幸彦「戦後ヨーロッパの再建と経済統合の進展(1945-1958年)』『土地制度史学』第159号, 1998年4月, 45ページを参照。

31) AAPD 1951, Nr. 29, S. 106.

## 2 アデナウアーの合意拒否からマックロイ = アデナウアー合意へ

1951年2月15日、マックロイは、アデナウアーに米独交渉団で作成された暫定合意案を送付した。マックロイは、アデナウアーにこの内容は西ドイツに十分な譲歩をしたものであると説明し最終合意を要求した。しかし、アデナウアーはここで合意を拒否した。この理由の一つとして挙げられるのは、ルール石炭鉄鋼業の共同決定法導入の問題であった。アデナウアーは共同決定法導入時、経営陣に労働側への譲歩を要求した結果、経営側が妥協する形で解決していた。このため経営陣からはシューマン・プランで一定の見返りが期待された、と考えられる<sup>32)</sup>。それゆえ、アデナウアーは27号問題の中でも「75%条項」の問題についてアメリカに妥協を迫ることになった。この75%条項とは各鉄鋼企業の所有炭鉱の石炭使用を全使用量の75%に制限するというもので、結合経済の規制案件の一つであった<sup>33)</sup>。

1951年2月18日、アデナウアーとマックロイはこの問題をめぐって会談した。アデナウアーは、鉄鋼生産量が1939年から1943年まで過去の生産量に基づいて議論がすすめられているということを指摘し、これを1953年の予想数値への変更を要求した。なぜなら、西ドイツは鉄鋼企業への設備投資を計画していたので、そうした変更によって鉄鋼業は、石炭コークスの520万トンの追加利用が可能になると予想されたからであった<sup>34)</sup>。しかしマックロイは、数値変更については認めることはなかった。マックロイとしては、すでに完成している米独暫定合意案で参加各国にとって平等な条件で ECSC を設立することができると考えていた<sup>35)</sup>。

結局1951年3月2日、アデナウアーは午前の閣議で、「シューマン・プラン

32) *FRUS 1951 Vol. IV, No. 46, p. 92.*

33) Warner, *op. cit.*, pp. 30-31.

34) *Ibid.*, p. 33.

35) *FRUS 1951 vol. IV, No. 45, p. 93.* この時期、ルールの企業経営陣は、自分たちでも状況を打開するため、アメリカの元陸軍省長官パターソン (Robert Patterson) に、マックロイとの調整役を要請した。しかし、マックロイの方針を変更することはできなかった。詳しくは Schwartz, *op. cit.*, pp. 194-195 も参照。

は、ルール結合経済問題と DKV の問題について、西ドイツにとって良い解決をもたらす助けとなる」と閣僚にアメリカと合意する方向で協議を進めることに理解を求めた<sup>36)</sup>。そして、同日午後からのマックロイとの会談に臨み、再び数値変更問題について話し合った後、マックロイにルール企業の経営陣と労働側の代表との会談を設けることを申し入れ、了承された<sup>37)</sup>。この会議により 2 月 12 日の独米暫定合意案に鉄鋼業の所有炭鉱について 75% 条項の枠内で微調整が加えられた。そしてようやく、1951 年 3 月 14 日にアデナウアーとマックロイによって正式に米独合意がなされ、3 月 19 日に ECSC 設立条約は仮調印される運びとなった<sup>38)</sup>。3 月 30 日には、英米仏間でアデナウアー＝マックロイ合意の承認もなされ、27 号規則によるルール再編成が動き出すことになった<sup>39)</sup>。そしてこのルール再編成を最後の課題として CCCG=DKBL と CSG=STV を核とする経済統制機関も順次解散していくことが決定した。ただし、これについては ECSC との協議を重ねながら実施していくとされた。IAR については、ECSC 設立と同時に解体されることが決められた<sup>40)</sup>。4 月 18 日には ECSC 設立条約がパリにて正式調印の運びになり、HA を頂点とした ECSC 設立への道が開かれたのであった。

## お わ り に

ここまでシューマン・プランの発表から ECSC 設立条約調印に至るまでの過程を、最重要課題の一つであったルール再編成問題を中心に検討してきた。シューマン・プラン交渉開始当初、まず超国家機関設立について議論が交わされた。その後朝鮮戦争を契機に、水面下に存在していたルール再編成問題がシューマン・プラン交渉の場に浮上した。これは共同体が平等を前提としてい

36) AAPD 1951, Dok. 41, S. 153-157, KPB 1951, 133. Kabinettsitzung am 2. Mär. 1951, S. 203.

37) DBPO 1950-1952, No. 223, p. 420, FRUS 1951 vol.IV, No. 47, pp. 97-98.

38) AAPD 1951, Dok. 57, S. 191-193, DBPO 1950-1952, No. 231, p. 437, KPB 1951, 135. Kabinettsitzung am 13. Mär. 1951, S. 230-231.

39) KPB 1951, 138. Kabinettsitzung am 30. Mär. 1951, S. 276.

40) AAPD 1951, Dok. 14, S. 65-66.

るにしているにもかかわらず、西ドイツのみが一部経済統制下にあるという矛盾が一気に噴出することになったからであった。その結果、ルール再編成問題とシューマン・プラン交渉が複雑に絡み合い、最終的には米独交渉に委ねられた。結果的に、フランスとしてはルール再編成で一定の成果を上げ、西ドイツとしてはルール地域の経済統制を撤廃の方向へと導いた。

フランスは、アメリカが西ドイツ経済復興を容認する方針の中で、西ドイツの経済主権の制限を継続しようとしていた。そのために提案されたのがシューマン・プランであり、その内容の骨子は主権委譲を伴う超国家機関の設立であった。しかし、そうした画期的な提案の前提として西ドイツの「平等参加」が存在した。西ドイツは共同体への平等参加が実現されるからこそ、即座にシューマン・プランへの賛意を表明したのであり、それが実現されなければ、条約調印に至らなかった可能性すら存在した。このことは ECSC 創設にあたって各国が平等に参加することは絶対条件であり、交渉を進めるにあたっても極めて重要であったことを物語っている。超国家といった場合、その内容は国家主権の委譲に注目しがちであるが、その前提には平等が保証されているのであり、このことこそ ECSC 設立条約調印に向けての困難が内包されていたと言える。

以上の交渉過程分析から導き出された事実認識を踏まえて、改めて調印に至った ECSC 設立について評価すると以下ようになるであろう。ECSC 設立によって国家主権の委譲が HA の設置で明確に示されることになった。HA は実際その活動において強権的な行動をとることはほとんどなかったとされているが、政府間協力の機関に後退したヨーロッパ経済共同体 (EEC) の前段階で、主権委譲された HA 設置が現実に可能であることが示せたことは、たとえ形式的であったとしても一定の評価が与えられるべきである。さらに HA への主権委譲の前提となった平等を梃子に、西ドイツは完全な経済主権回復への道を開き、自身の西側への参入を決定的なものにした。フランスとしても IAR では成功しなかったアメリカの影響力を排除した形でのヨーロッパ統合

の枠組みを創り出せたことは一つの成果であった。これによりシェーマン・プランは、現在に至るまで連綿と継続するヨーロッパ統合の核となる独仏枢軸の端緒となったのである。